

# 厚木市立戸田学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

戸田小学校では、「いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。」「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。」との基本認識に立ち、いじめを防止するため、「いじめをしない・させない・見逃さない。」「(教師を含めた)大人は、いじめに対して適切な対処をする。」ことを理念とし、いじめをなくす取り組みを進めていきます。

(2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

いじめが全ての子どもに関わる問題であることから、子どもたちが安心して学習したり、生活したりできるように、いじめ防止の対策は、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うべきです。

そのため、戸田小学校では、子どもが普段の学習の中から、幅広く体験的に学ぶ機会を多く設けることを通して、子どもの社会性を育み「いじめをしない、させない、許さない」態度を育てます。

また、教師は、休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での日常のやりとり、面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子どもたちを見守ります。また、ささいな情報であっても軽視せずに職員全体で情報を共有し、解消に向けて迅速に取り組んでいきます。

学校、家庭、地域が連携して子どもを見守り、いじめを見逃さないようにするために、PTA、学校運営協議会と手を携えながら、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

## 2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童写真撮影・情報伝達・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問・SC来校(情報交換)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導連絡会(情報交換)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外パトロール・いじめ防止研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導連絡会(情報交換)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導連絡会(情報交換)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめのアンケイト・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談・教育相談・中学校区SC来校・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外パトロール・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導連絡会(情報交換)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめのアンケイト・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外パトロール</li> </ul>

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他(取組点検・評価などの機会=黒))

## (2) 戸田小学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	相川地区青少年健全育成会	会長・副会長
2	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
3		主任児童委員
4		民生委員
5	警察・法務局	スクールサポーター
6		保護司
7	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
8	学校	校長・教頭・児童指導担当

## (3) 未然防止のための取組

- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- 個を大切にしたりわかりやすい授業につとめ、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- 発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- インターネット等利用したいじめの未然防止、早期発見に向けた学習会を開き、保護者向けに実施します。(中高学年)

## (4) 早期発見のための取組

- アンケートや教育相談等により、児童からの声をきく機会を設けます。
- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、懇談会や教育相談等にPTAと協働して取組みます。
- 職員間での児童観察による情報交換を定期的に行います。
- 子どもや保護者が気軽に相談できるよう、保健室やスクールカウンセラー等の相談窓口の周知に努めます。

## (5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童の、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。

## (6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策のための組織」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。